

事務連絡
令和3年11月12日

各都道府県総務部
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局
(人事担当課扱い) } 御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る
令和4年1月1日施行予定の人事院規則等の改正案の現時点版の送付について

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に関しては、「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年1月1日施行予定の事項(休暇の新設・有給化関係)について(令和3年9月21日付け総行公第94号)においてお示ししているところですが、令和4年1月1日施行予定の人事院規則及び人事院運用通知の改正案について、人事院から現時点版の送付を受けましたので、別添のとおり改正イメージを送付させていただきます。

人事院からは令和3年12月上旬を目処として人事院規則及び人事院運用通知の改正を発出する予定と聞いており、今後、改正が発出された段階で、改めて当課から通知を発出させていただく予定ですが、各地方公共団体におかれては、地方公務員法の趣旨に沿い、別添の内容を踏まえ、休暇の新設・有給化について令和4年1月1日より適用すべく、人事委員会規則等の改正など所要の措置に向けた準備を進めていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村等に対しても御連絡いただくようお願いいたします。なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、送付させていただいた別添の人事院規則及び人事院運用通知の改正案は、人事院において最終検討段階のもの情報提供を受けたものであり、今後、内容の変更の可能性のあることを御了解いただきますようお願いいたします。